

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
京都府における緊急事態措置について

令和3年1月12日

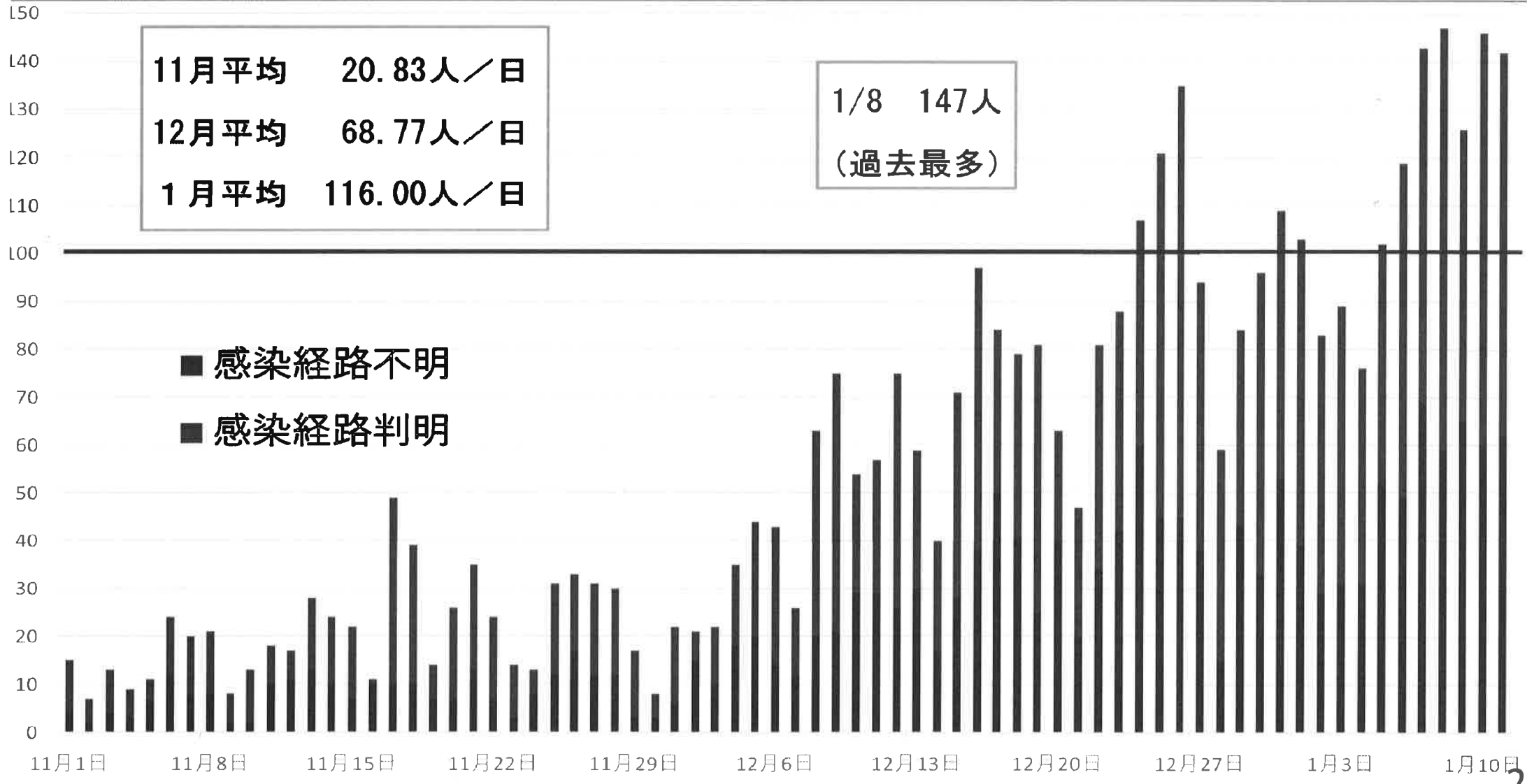


京都府知事 西脇 隆俊



京都府の感染状況

- ▶ 12月に入り感染が急速に拡大
- ▶ 1月11日には京都市域だけで100名超





直近の動き

▶ 京阪神の感染状況が深刻化

⇒ 1月の感染者数 大阪府4,933人、兵庫県2,239人、京都府1,276人

⇒ 1月10日の病床利用率 大阪府64.8%、兵庫県75.6%、京都府35.8%

▶ 1月8日 京都府感染拡大警報を発令

▶ 1月9日 3府県知事が緊急事態宣言発出の検討を要請

⇒ 京阪神一体での措置を要請

⇒ 今、対策を講じなければ医療提供体制が崩壊



3府県が連携して緊急事態措置に備える

→宣言発出後、速やかに緊急事態措置を講じる



緊急事態措置の概要

区 域

京都府全域

期 間

緊急事態措置を実施すべき期間とされた日の0時から令和3年2月7日(日)24時まで

実施内容

1. 外出の自粛
2. 催物(イベント等)の開催制限
3. 施設の使用制限等
4. 職場への出勤等
5. 大学等への要請



1. 外出の自粛

▶ 不要不急の外出自粛

▶ 20時以降の徹底した不要不急の外出自粛

▶ 医療機関への通院、食料品・医薬品・生活必需品の買い出し、
必要な職場への出勤（在宅勤務（テレワーク）等の取組を要請）、
屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、
原則として外出しないこと等を要請

▶ 特に、20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請



2. 催物(イベント等)の開催制限

イベント等について、以下の要件沿った開催を要請

人数上限

5,000人以下

収容率

屋内:50%以下

屋外:人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)

※ あわせて、20時までの開催時間について協力を依頼

イベントの事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントは、事前に京都府相談窓口へメール等で相談



3. 施設の使用制限

① 特措法に基づき要請を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
飲 食 店	飲食店(居酒屋を含む)、 喫茶店等(宅配・テークアウトサー ビスを除く)	▶営業時間短縮 (5時～20時)を要請
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食 品衛生法の飲食店営業許可を 受けている店舗	ただし、酒類の提供 は11時～19時

協力金の支給
(店舗への支給額)

1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり
6万円 (定休日を除く)



施設の使用制限

② 特措法によらない働きかけを行う施設

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮(5時～20時) ただし、酒類の提供は11時～19時 ・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、収容率50%とすること
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮(5時～20時) ただし、酒類の提供は11時～19時
物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く)	
サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く)	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。 ○



4. 職場への出勤等

テレワークの徹底等を要請

- ▶ 出勤者数の7割削減をめざす
- ▶ ローテーション勤務、時差出勤等の推進
- ▶ 週休の分散化、休暇取得等により 密を避ける
- ▶ 原則として 20時以降の勤務を抑制



5. 大学等への要請

感染防止対策と注意喚起を要請

- ▶ 感染防止と面接・遠隔授業による学修機会確保
- ▶ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会、部活動における感染リスクの高い活動は自粛
- ▶ 大学入試等は、実施者において感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期して予定通り実施



緊急事態措置に関する問い合わせ

京都府緊急事態措置に関する府民や事業者等の問い合わせ先

- ▶ **緊急事態措置全般及び営業時間短縮等について**
京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター
TEL:075-414-5907（平日9時から17時）
- ▶ **新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について**
協力金コールセンター
TEL:075-365-7780
（9時30分から17時30分（日曜日・祝日除く））

※その他京都府ホームページ上にもFAQを掲載予定